



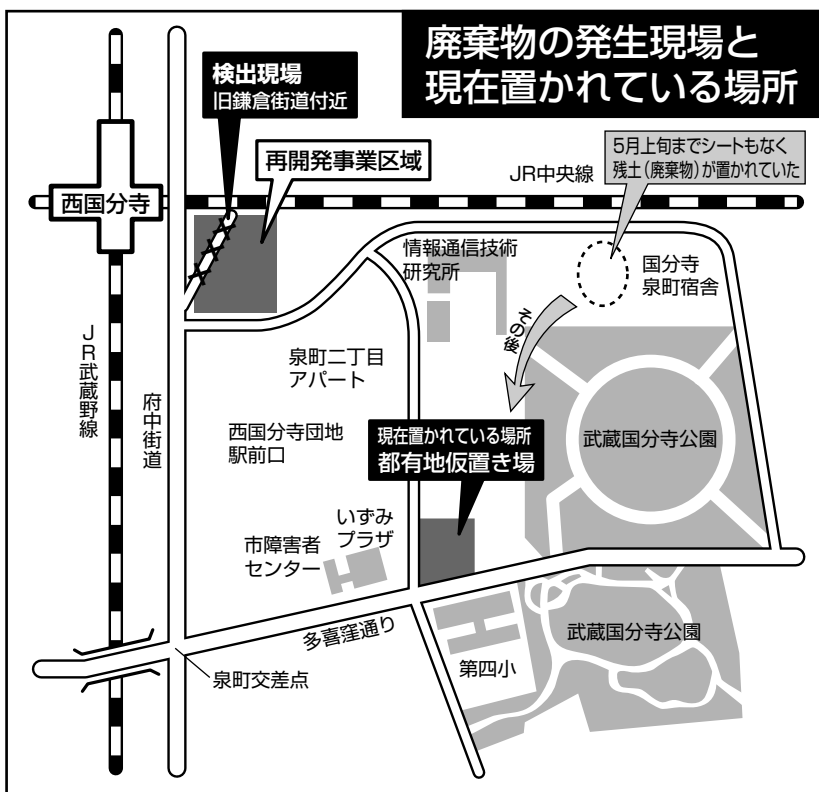
土壌汚染 都有地にある約4,000トンの山は 残土ではなく廃棄物だった?

「国分寺市環境基本条例」に基づいたアセスを

環境基準値20倍以上の鉛が検出された事を受けて、10月6日と16日に4小の多目的ホールにて、「都立武蔵国分寺公園西側敷地内の盛り土について」今後の処理作業などに関して4小保護者対象、近隣住民向けの説明会がありました。

市側からの公表ではなく、新聞報道後の説明会であったこともあり、事業者や行政に対する不信感が残る説明会だったと言えます。

9月議会では、この件に関して市長への問責決議が採択されたにもかかわらず、市長は説明会には出席しませんでした。



「鉛（土壌汚染の判断基準値0.01mg/Lの20倍にあたる0.2mg/Lを検出）だけでなく、毒性のある砒素に類するセレン（土壌汚染の判断基準値0.01mg/Lの1.6倍の0.016mg/Lを検出）も検出」

市側は鉛の汚染土壌の処理基準値は0.3mg/L以下であり、今回検出された0.2mg/Lという数値は基準値以内であると説明。

【説明会での質問・疑問の中から】

- 今まで目の前に置かれていたのは廃棄物だったのか？
（当日配布された資料にも「廃棄物」と明記されている。）
- セレンが検出され、汚染土壌処理のために搬出することになった。こっちは「残土」なのか？
- 都有地の仮置き場にはシートも敷いていなかった。砂塵による喘息・アトピーの心配や有害物質に対する不安がある。
- 市は主体的に今回の問題に取り組むべき。10月1日に施行された国分寺市環境基本条例18条「環境影響評価」に基づいてアセス実施を求める。
- 埋蔵文化財の遺跡調査員の健康被害は大丈夫か？
- 市側の答弁→ 条例の趣旨は今回の事例に当てはまらないと説明。
（では、一体何のための条例なのか？）
- 「お鷹の道」「真姿の池」地下水汚染が心配。

— 説明会は単なるアリバイづくりか —

市民不在のままの事業推進でいいのか？ 西国分寺東地区再開発事業は誰のためなのか？

公益施設の市民文化会館建設が予定されている1ヘクタールの事業用地内において、環境基準値を超える鉛を含む廃棄物が埋め立てられていた問題で、土地汚染調査の結果、10月15日に基準値以上の毒性のある砒素に類するセレンが検出された事も判明しました。

この事業用地は、3000㎡以上の面積の土地改変なので、「土地利用の履歴等調査届出書」の手続きや土地調査が必要です。皆川 りうこは9月3日の一般質問、9日のごみ、リサイクル等特別委員会で土壌調査について訊ねました。鉛検出の事実については、「結果が出ていない」との答弁でした。その後多くの委員から指摘され、市側は半年前に土壌汚染判断基準値の20倍の鉛が検出されていた事実を9月28日に明らかにしました。

不可解その1 土地の履歴届出書への記載不備

2月に遺跡調査会が旧鎌倉街道の地中から医療廃棄物を含むゴミを発見し、都市再生機構に報告。しかし3月1日に都市再生機構が作成した“土地の履歴届出書”に廃棄物の事実の記載がなかったため「土壌汚染のおそれがない」とされたが、鉛問題で改めて土壌汚染状況調査を実施する事となった。その後の調査結果で新たな砒素に類するセレンの検出となり、現在、東京都の審査結果待ち。(10月20日現在)

不可解その2 契約書

埋蔵文化財調査が業務目的の、国分寺市遺跡調査会が、廃棄物処分の委託事業者となる契約書の指摘を受けて、都市再生機構が直接廃棄物処分事業者と契約するものに改まる。いまだ、遺跡調査会が廃棄物の積み込みなどの業務は残されたまま。(10月16日説明会)

このような事実記載の不備、契約書の問題は、全国の再開発事業を実施している都市再生機構として基本的な事務手続きのミスで済まされるのでしょうか。

市民説明会が開催されたものの、この間のできごとは「市民不在」そのものでした。市民の生活が取り残されたまま、環境問題よりも開発事業を優先させようとする姿勢ととも

られ、それに市も加担していたこととなります。再開発事業の完了時期、廃棄物処理と補助金問題のつじつま合わせのために奔走し、更には隠蔽体質が今日に至ったといえます。(今年の7月に大阪市の阿倍野再開発事業で予定地の土壌から環境基準値を超える砒素と鉛が検出された問題で、市側は汚染の事実を1年半隠していた事件が報道されました。この汚染土壌の恒久対策は現在凍結状態。)

説明会には出席しなかった市長は、10月20日の学園跡地等周辺整備特別委員会でこの問題について問われ、「市民の健康と安全を第一に…」と発言しています。

そうであれば、今、市がなすべきことは、10月1日に施行された国分寺市環境基本条例に基づき、都市再生機構側の調査会社ではなく市が独自で土壌調査や地下水調査も含めて、環境影響評価を主体的に実施する事が求められると考えます。

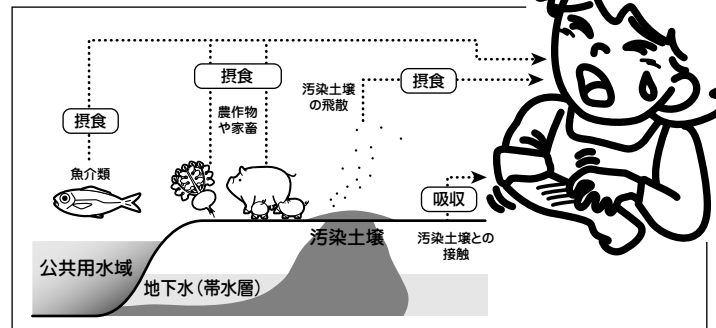
そして、このような事態になった今、公益施設問題も含め、誰のための事業なのかもう一度考える必要があるのではないのでしょうか。

土壌汚染物質の種類と主な障害、症状

物質名	主な用途	人への障害・症状
鉛	蓄電池電極、顔料など	疲労、頭痛、発がん性の疑い
セレン	ガラス、半導体材料など	爪、歯牙、毛髪の赤色化

※名古屋ホームページ、市街地における土壌汚染対策パンフレットより

人が有害物質に暴露される経路



※環境省ホームページより一部抜粋

皆川りうこの会 “Let's” 伝言板

この半年間、健康被害などのご心配はありませんでしたか？

国分寺市の“まちづくり”と一緒に考えませんか。……ぜひ、身近な問題やお気づきの点などお気軽にご連絡下さい。なお留守番電話の際は、名前、連絡先、メッセージを入れて頂きましたら、必ずこちらからご連絡差し上げます。

連絡先

TEL/FAX 042(324)4442
TEL 042(324)7181
E-mail : riuko@din.or.jp